瑞浪市まちづくり基本条例　逐条解説

目次

　前文

1. 総則（第１条～第３条）
2. まちづくりの基本原則（第４条）
3. まちづくりを担う主体
4. 市民等
5. 市民（第５条～第６条）
6. 多様な担い手（第７条～第１０条）
7. 議会（第１１条）
8. 行政
9. 市長（第１２条）
10. 執行機関（第１３条～第１６条）
11. 市の職員（第１７条）
12. 参加の仕組み（第１８条～第１９条）
13. 実効性の確保（第２０条～第２１条）

附則

前文

|  |
| --- |
| 私たちのまち瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、中心部を土岐川が流れ、緑豊かな自然環境に恵まれています。古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治、経済、文化が交流して栄えた歴史あるまちです。また、室町時代からの伝統を誇る陶磁器のまちであり、古生物等の化石が発見されるまちでもあります。このように、瑞浪市には豊かな自然や地域で守り伝えてきた歴史や文化、産業に加え、優良な住環境、充実した教育環境など豊かな暮らしを営むための大きな魅力があります。  　瑞浪市は、こうした魅力を活かしながら、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境を整え、すべての市民にとって快適で住みよい地域社会の実現を目指します。特に、瑞浪市の将来を担う子どもや若者の参加も得ながら市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、幸せな暮らしを実感できるまちづくりを推進していきます。 　地方自治は日本国憲法で保障されていますが、その本旨は、市民が主体となって市民、議会及び行政の協働を不断に進めることにより達成するものであり、持続可能な地域社会の実現のため、ここに瑞浪市まちづくり基本条例を制定します。 |

【解説】

　前文は、瑞浪市の地理的な状況、歴史、文化を踏まえ、この条例を制定するにあたっての基本的な理念や決意を明らかにし、この条例全般にわたる解釈、運用のよりどころとしています。

　第1段落では、市の地勢、中山道や陶磁器、古くは化石までして歴史や文化、産業について言及し、これまでの市政による住環境・教育環境の充実を述べています。

　第2段落では、市を取り巻く環境や先人の努力により積み上げてきた現在の瑞浪市を、更に子育て、高齢者だけでなく、すべての市民にとって快適で住みよい瑞浪市へと発展させていくこととし、それは、瑞浪市の将来を担う特に子どもや若者の参加を得るなかで、市民が誇りを持って幸せな暮らしを実感できるまちづくりを進めていくことによるとしています。

　最後の第3段落では、瑞浪市の地方自治は、市民が主体となって議会や行政との協働を不断の努力で達成するものであるとして、市民主体のまちづくりを謳い、将来へとこの瑞浪市をつなげていこう、そのために「まちづくり基本条例」を制定すると宣言しています。

※地方自治の本旨

日本国憲法

第９２条　地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める

　この「地方自治の本旨」については、一般的に、自治体運営は住民自身の意思と責任のもとに行われなければならないという「住民自治」と、この住民自治を実現するために、国から独立した自治体を設け、自治体自らの権限と責任において地域の行政を処理するという「団体自治」の二つの原則から構成されるといわれます。

　この条例の前文に掲げる瑞浪市の基本理念も、この「地方自治の本旨」を踏まえたものであることを示します。

1. 総則

|  |
| --- |
| （目的）  第１条　この条例は、前文に掲げられた基本理念にのっとり、瑞浪市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的とします。 |

【解説】

ここでは、前文に掲げられたまちづくりの基本理念に沿って、この条例は何を定めているかを示しています。市民が主体となってまちづくりを行うためには、その原則や仕組み、市民の権利とともに、市民・議会・行政の役割や責務を明確にすることを目的としています。

|  |
| --- |
| （定義）  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。  （１）　市民　市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市の区域内において事業若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます。  （２）　自治会　町、丁目その他の一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織をいいます。  （３）　まちづくり推進組織　地域のまちづくりを推進することを目的に、市内の各地区に設立され、地域内の諸団体との協働を図り、各地区の課題解消や活性化のために活動する団体をいいます。  （４）　市　議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。  （５）　行政　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。  （６）　まちづくり　前文に掲げられた基本理念に基づき、市民、議会及び行政が行動することをいいます。  （７）　協働　市民同士又は市民、議会及び行政が対等な立場で共通の目的に向かい、連携し協力することをいいます。 |

【解説】

ここでは、この条例で用いられる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義しています。

第１号「市民」　市内に住所を有する住民と市内の企業等で働く人、市内の学校に通う人、市内で活動する人たち、その他市内の企業やＮＰＯといった団体も「市民」として位置付けています。

　※住民

地方自治法

第１０条　市町村の区域に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

２　住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

　　この条例は、自治体運営を意味する「自治」だけでなく、協働を基本とした「まちづくり」に関する条例です。市民の定義を広義にとらえることにより、地方自治の本旨に基づく自立した持続可能な地域社会、住みよい瑞浪市を実現するための可能性が高まるものと期待されます。

第２号「自治会」　町、丁目、字など、地縁による一定の区域に住む人たちによって主体的に構成される住民の自治組織です。瑞浪市では、地域ごとで呼び名は異なりますが、連合自治会をはじめ各地区（町）区長会、区、町内会、組、班などを総称して自治会といいます。

第３号「まちづくり推進組織」　市内の各地区で設立され、地域内の諸団体との連携と協働を図り、地区の課題解消や活性化のために活動する団体をいいます。

第４号「市」　地方自治法に定める基礎的な地方公共団体としての瑞浪市のことをいいます。

第５号「行政」　市長の他、地方自治法で定められた執行機関として、教育委員会等下記に列挙した執行機関のことをいいます。なお、市長には第１２条の説明にあるように、瑞浪市を統括し、代表する役割もあります。

　※執行機関

地方自治法

第138条の2 　普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

地方自治法

第138条の3 　普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

２ 　普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

３ 　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第138条の4 　普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

２ 　普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

３ 　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第180条の５　執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次のとおりである。

（１）　教育委員会

（２）　選挙管理委員会

（３）　人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会

（４）　監査委員

２　（略）

３　第１項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会及び委員は、次のとおりである。

（１）　農業委員会

（２）　固定資産評価審査委員会

第６号「まちづくり」　私たちのまちを「市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、幸せな暮らしを実感できるまち」にするために、各自が行動することです。

第７号「協働」　より良いまちを築くために市民同士、市民・議会・行政がお互いを尊重し合いながら対等な立場でそれぞれの役割を果たしながら、共に力を合わせることをいいます。

|  |
| --- |
| （条例の位置付け）  第３条　市は、他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。 |

【解説】

この条例は、市の自治に関する基本的な事項を総合的に規定するものです。したがって、執行機関においては、他の条例、規則等を制定、改廃する際、議会においては、他の条例の制定改廃の際、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めています。

1. まちづくりの基本原則

|  |
| --- |
| 第４条　まちづくりの基本原則は、次に掲げるとおりとします。  （１）市民主役の原則　市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。  （２）市民参加の原則　市民の参加が保障されます。  （３）協働の原則　市民、議会及び行政は、対話に基づく信頼を基調とした対等な立場で協働を図るものとします。  （４）情報共有の原則　市民、議会及び行政は、情報を共有し、まちづくりを進めます。  （５）効率性の原則　まちづくりは、効率的かつ効果的に進めます。 |

【解説】

ここでは、市民のまちづくりへの参加と協働に関する基本原則を定めています。

まちづくりの基本原則

第１号「市民主役の原則」　まちづくりは、市民一人ひとりが主役であることを自覚し行動する必要があります。

第２号「市民参加の原則」　まちづくりは、市民が市政やまちづくりに積極的に参加できる環境を整える必要があります。市は、市民参加が保障されるよう制度整備を行います。また、自治会やまちづくり推進組織、諸団体においても市民が参加しやすいよう、開かれた組織とし民主的な運営を行います。

第３号「協働の原則」　まちづくりは、市民、議会、行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら対等な立場のもと連携及び協力してまちづくりを進める必要があります。

第４号「情報共有の原則」　市民が市政に参加し、協働のまちづくりを進めるためには、議会や行政の持っている情報を適切な時期に、正確に、わかりやすく提供する必要があります。市民も自分たちが持っている地域の情報を積極的に提供し、様々な活動が互いに有効に機能することに努める必要があります。市民、議会及び行政がそれぞれの情報を共有するという原則を定めています。

第５号「効率性の原則」　まちづくりを担う人々が心がけることとして、限りある資源を有効活用し、事業が効率的かつ効果的に行われる必要があります。

1. まちづくりを担う主体

第１節　市民等

第１款　市民

|  |
| --- |
| （市民の権利）  第５条　市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。  ２　市民は、まちづくりについての情報を知る権利を有し、情報の公開を求めることができます。 |

【解説】

ここでは、市民が市政に参加する権利とまちづくりに関する情報を得られる権利を保障します。市民が市政について理解し、判断する上で、議会や行政から情報を得る必要があります。市民は、行政や議会から提供される情報をただ受け取るだけでなく、自ら積極的に市政に関する情報の提供を要求することもできます。また、市民はまちづくり活動を行う団体についても、その活動に関する情報を知る権利を持ちます。

|  |
| --- |
| （市民の責務）  第６条　市民は、互いの活動を尊重し、協働してまちづくりを進めます。  ２　市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。 |

【解説】

　市民同士が様々なまちづくり活動についてお互いに理解を深め、同時に、市民同士又は行政及び議会との間においてもお互いの活動を尊重し認め合い、助け合いながら、みんなが前文に掲げるまちづくりに努めます。市民は、まちづくりの主役が自分たちであることを自覚し、発言と行動に責任を持ちます。

第２款　多様な担い手

|  |
| --- |
| （自治会）  第７条　市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。  ２　市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。  ３　住民は、原則として自治会へ加入するものとします。 |

【解説】

　ここでは、自治会について、基本的な考え方を示しています。

第１項　自治会は、その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体です。地域福祉、防災、防犯等について、きめ細やかな対応をすることができ、よりよい地域をつくり出していくためには、地域の人たちの助け合いと地道な活動がなければ成し得ません。そのため、市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりにおける中心的な役割を果たす組織として位置づけ、市政との関わりを規定しています。

第２項　市民及び市は、地縁により構成された自治会の担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとしています。

第３項　自治会への加入は、決して強制できるものではありません。しかしながら、自治会活動は、そこに住むすべての住民が受益者となるものです。そこで、住民は、地域の人たちが助け合い、よりよい地域をつくり出していくために、原則として自治会へ加入するべきであるという理念を決意として定めています。よって、罰則規定は設けていません。

|  |  |
| --- | --- |
| （まちづくり推進組織）  第８条　市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。   |  | | --- | | 瑞浪地区（山田町、明賀台、穂並、小田町、下沖町、和合町、西小田町、北小田町、南小田町、寺河戸町、樽上町、一色町、上野町、宮前町、高月町、須野志町、上平町の一部）、土岐地区（土岐町、上平町（ただし、一部を除く）、学園台、益見町、稲津町萩原の一部）、稲津町（ただし、萩原の一部を除く）、釜戸町、大湫町、日吉町、明世地区（明世町、松ヶ瀬町、薬師町）、陶町 |   ２　まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。  ３　まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。  ４　地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。  ５　行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。 |

【解説】

　ここでは、まちづくり推進組織について、基本的な考え方を示しています。

　自治会は、地域ごとに差異はあるものの、役員の任期は概ね１年とされているところが多く、高齢化が進む中、地域の課題解消を継続的に行うのは困難になってきました。しかし、地域の課題解消や活性化は、地域住民自らが取り組むことが望ましいことから、本市では、旧小学校区毎にまちづくり推進組織が立ち上がりました。

まちづくり推進組織が旧小学校区ごとの比較的大きな単位の組織であるのに対し、自治会は概ね地区区長会→区→組→班と古くから小さな単位の地域に根付いた組織であることから、まちづくり推進組織の活動は、特に自治会との連携が重要となります。

第１項　まちづくり推進組織は、概ね旧小学校区を単位に組織されており、市長は次の組織を認定しています。

　瑞浪地区＝瑞浪地区まちづくり推進協議会

　土岐地区＝土岐地区まちづくり推進協議会

　稲津町＝明日の稲津を築くまちづくり推進協議会

　釜戸町＝釜戸町まちづくり推進協議会

　大湫町＝大湫町コミュニティ推進協議会

　日吉町＝日吉町まちづくり推進協議会

　明世地区＝明世地区まちづくり推進協議会

　陶町＝陶町明日に向って街づくり推進協議会

第２項　まちづくり推進組織は、その地域の住民が会員であることから、その運営ルールは、地域の住民が納得できるよう明確である必要があります。

第３項　まちづくり推進組織が行う事業は、地域の住民が参加しやすいものとします。その事業が、より大きな効果を発揮するために、地域を超えた市民と協働することが望まれます。

第４項　まちづくり推進組織は、前２項のとおり、地域の住民による理解のもと、地域の課題解消や活性化のための事業を行います。まちづくり推進組織の会員である地域住民は、その役割等を十分に認識し、その事業に協力する必要があります。

第５項　行政は、まちづくり推進組織が活動しやすいように施策を講ずる必要があります。

|  |
| --- |
| （子ども及び若者）  第９条　子ども（市民のうち、１８歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。  ２　若者（市民のうち、１８歳以上３０歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。  ３　市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。 |

【解説】

子どもや若者は、学校生活や子育てなど忙しい時間を過ごしていますが、地域社会との接点が少ないのではないかという声もあります。子どもも若者も地域社会の一員であり、まちづくりの主体としての自覚を早い段階から育てていくことが、持続可能な地域社会をつくることにつながります。

子どもは地域の未来を担う大切な宝です。地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加し、意見を表明できる環境が望まれます。また、特に人口減少社会において、若者のまちづくりへの参画は次世代へとまちづくりをつないでいくために非常に重要です。

市は、子どもや若者が幅広くまちづくりに活躍できる環境整備をさまざまな手法で進めていきます。

|  |
| --- |
| （市民活動団体）  第１０条　ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。 |

【解説】

市民活動団体は、自らの力で活動を行うことを主眼に置きつつ、まちづくりに関する活動においては、行政から支援を受けることができる仕組みが必要です。市は、市民活動団体が活躍できる環境整備を進めることを定めています。

第２節　議会

|  |
| --- |
| （議会の役割と責務）  第１１条　議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される議事機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。  ２　議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。  ３　議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、市民が市政について考え、判断する材料を提示するよう努めます。 |

【解説】

議会は、選挙によって市民の信託を受けている議員で構成されていることから、市民の声を市政に反映させることや市政の監視機能等が求められます。

※議事機関

日本国憲法

第９３条　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

第３節　行政

　第１款　市長

|  |
| --- |
| （市長の役割と責務）  第１２条　市長は、市の代表者として、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を運営します。  ２　市長は、市民との協働を推進し、健全な財政運営を図り、効率的かつ効果的で質の高い事業を行います。 |

【解説】

市長は、市民の信託を受けた者として、また市を代表する者として、公正かつ誠実に職務を執行し、市政全体を運営しなければなりません。それとともに、市長は、市内の公共的団体等を含む市民との協働を推進し、行政改革を進めながら健全な財政運営を図り、執行機関として効率的で効果的な質の高い事業を実施する必要があります。また、市長は、消防や公営企業である水道事業の管理者でもあります。

※市長

地方自治法

第147条　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。

第148条　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第157条　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の綜合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

第２款　執行機関

|  |
| --- |
| （執行機関の役割と責務）  第１３条　執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。  ２　執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。 |

【解説】

　市民との協働や情報の共有化を図る上で、重要な役割と責務を定めています。執行機関は、公正、誠実、迅速に事務を執行すること、また、市民の意思を的確に把握し、市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行うことを定めています。

|  |
| --- |
| （情報）  第１４条　執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。  ２　執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。  ３　執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。 |

【解説】

　市民が主役のまちづくりを進めるためには、市民が行政に関する情報をよく知る必要があります。執行機関は、広報、ホームページや地域懇談会など必要な時に適切な情報を分かりやすく市民に提供できるよう努める必要があります。また、個人情報については、瑞浪市個人情報保護条例（平成１２年条例第４５号）に基づき、適切に管理します。

|  |
| --- |
| （総合計画等）  第１５条　執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。  ２　執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。 |

【解説】

総合計画は、市政を総合的、計画的に運営するための将来像を示すもので、基本構想とこれに基づく基本計画及び実施計画で構成されています。

基本構想：瑞浪市の目指すべき将来の姿及びそのための施策を示すもの。

基本計画：基本構想で示されたまちづくりを実現するための根幹的事業の施策と施策目標を示すもの。

実施計画：基本計画で示された施策を実現するために、事業内容や実施年度を明らかに示すもの。

市のすべての事業は、総合計画に沿って行われます。総合計画のうち、特に重要な基本構想及び基本計画については、まちづくりの理念に基づき市民参加のもとで策定される必要があります。

|  |
| --- |
| （執行機関の組織）  第１６条　執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。 |

【解説】

市の執行機関は、どのような組織体制が市民にとって有益であるかということを念頭に、常にその組織の見直しを行うよう努めることを定めています。

第３款　市の職員

|  |
| --- |
| （市の職員の役割と責務）  第１７条　市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。  ２　市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。  ３　市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。 |

【解説】

第１項　市民福祉の向上や、市民ニーズへの対応を進めるためには、市民の行政に対する信頼が不可欠です。職員一人ひとりが市民のために働く者として高いモラルを持ち、市民に対して公平、公正、誠実な対応に努める必要があります。

第２項　市の職員は、自らの専門知識や能力の向上に努めるとともに、施策の企画立案や事業の執行に際しては、市民が容易に理解できるように説明を行うための知識や表現力を身に着ける必要があります。

第３項　市の職員は、地域全体の状況を常に視野に入れながら、地域に関する情報等を市民と共有し、政策形成を進めることが求められています。また、市の職員は、市民が主役であるとの認識を持ち、自らも地域の一員であることを自覚し、まちづくり活動に取り組む必要があります。

第４章　参加の仕組み

|  |
| --- |
| （参加）  第１８条　市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。  ２　市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。 |

【解説】

ここでは、市民がまちづくりに参加する仕組みを定めています。

市民の市政参加については、第５条で「市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。」と定めています。議会や行政としても、様々なかたちで市民が市政に参加できるように配慮しなければなりません。市政参加の手法としては、現時点では、パブリックコメント、地域懇談会、市政直行便、市民アンケート等がありますが、効果的な手法を情報手段の発達等に応じて今後も随時検討していくことを定めています。

|  |
| --- |
| （住民投票）  第１９条　市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。  ２　前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。  ３　議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を最大限尊重します。 |

【解説】

市の重要事項については、住民全体の意見を聴くことが大切であり、また住民においても、その意思を表す機会が必要です。住民投票の投票権を有する者の資格、請求に必要な一定割合をどうするかなど、制度の詳細については別に条例に定める必要があります。

住民投票の結果は、市長や議会による市政運営上の決定を拘束するものではありませんが、住民の意思が最大限尊重される必要があります。

　第５章　実効性の確保

|  |
| --- |
| （市民まちづくり会議の設置）  第２０条　市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。  ２　市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。  ３　前２項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。 |

【解説】

ここでは、この条例の実効性の確保について定めています。

第１項　条例制定後、この条例の趣旨や精神が関係者で共有され、実際の活動に活かされているか検証する機会が必要です。市長は、市民まちづくり会議を設置し、毎年会議を開催します。

第２項　市民まちづくり会議では、この条例の運用状況を検証するため、市長から諮問を受けたことについて協議し答申します。また、市民、行政関係者が意見交換し、お互いのまちづくりへの意識及び情報の共有を図り、まちづくりに関する施策等について、市長に提言することができます。

|  |
| --- |
| （条例の見直し）  第２１条　市長は、５年を超えない期間ごとに前文に掲げられた理念に照らし条例を見直し、必要な場合は改正等の措置を講じます。 |

【解説】

社会情勢が目まぐるしく変化する中で、この条例がその時点において、本当に瑞浪市の実情にふさわしい条例であるか、定期的に点検する機会を設ける必要があります。市長は、概ね５年を超えない期間を目途に、或いは条例の見直しについて検討を行う必要があると認めるときは、まちづくり条例審議会に諮問し、条例改正等について検討します。概ね５年という期間の意図については、１０年スパンの総合計画を中間時に見直すタイミングを採用しています。

附　則

この条例は、平成２７年７月１日から施行します。